

令和8年度

六万山国有林森林整備事業（間伐）

閲覧図書

添付書類

- 1 入札者注意書
- 2 暴力団排除に関する誓約事項
- 3 請負契約書(案)
- 4 入札書・委任状
- 5 契約情報の公表様式

石川森林管理署

(素材生産及び造林事業)

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額

の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(案)

森林整備事業（間伐）請負契約書

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
六万山国有林 森林整備事業 （間伐）	スギ	記番別作 業内訳書 のとおり	作業工程 別数量内 訳書のと おり	請負金額 金 円也 （うち取引に係る消費税及び地方 消費税額金 円也）	六万山 国有林 55林に1 小班 外5	六万山国 有林外

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である

- 2 事業期間

自 令和8年 月 日
至 令和8年12月10日

- 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
	部分払	月 回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) その他事項 特記仕様書は、別紙1のとおり。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年5月1日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 石川県金沢市朝霧台2丁目21番地
分任支出負担行為担当官
石川森林管理署長 飛鳥井 幸彦 印

請負者 住所

氏名 印

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
立木	伐倒	保育間伐	521m ³	
		合計	521m ³	
素材	集造材・運材		300m ³	
	内訳	一般材	100m ³	
		低質材	200m ³	
		合計	300m ³	
素材	層積検知	一般材	100m ³	
その他	施設保護		1式	敷鉄板12枚 (22mm×1524mm×3048mm)
	現道補修		1式	刈払い等(400m)

特 記 仕 様 書

1 県道33号白山公園線沿いの作業時期

55に1、3、4林小班(県道33号白山公園線側)については、一般車両への影響を避けるため、当該作業区域に至る区間の除雪作業が済み次第、速やかに伐採等作業に取りかかること。

また、登山シーズン中(冬期通行止解除から冬期閉鎖までの間)は作業を行わないこと。

2 県道33号白山公園線沿いの選木

55に1、3、4林小班(県道33号白山公園線側)の伐採木については、着手前に発注者と受注者が協議の上、選木することとする。

3 事業地付近の県道の通行確保・保全

(1) 重機による道路上(県道 33 号白山公園線)での造材作業については、極力林内で玉切ること。

(2) 道路(県道33号白山公園線)及び周辺施設(路面、路肩、その他構造物)は敷鉄板等で保護の上作業すること。なお、当該施設を傷つけた場合は、自らの責任で修繕すること。

(3) 55に1、3、4林小班での作業に当たっては、道路(県道33号白山公園線)の通行規制を行うとともに、交通誘導員及び見張り員を配置し、一般車両等に事故等が発生しないよう努めること。

4 伐倒及び搬出作業

55に1、3、4林小班(県道33号白山公園線側)の作業に当たっては、伐倒時の安全作業を徹底するとともに、一般車両等の通行に関して特に配慮すること。

また、山腹斜面崩壊や水質汚濁等が発生しないよう林地保全に努めること。

(2) 55に1、2、3林小班(国土交通省資材運搬路側)における列状間伐の伐採幅は1伐3残及び1伐4残を基本とし、状況に応じて作業の安全性を考慮して決定すること。

(3) 森林作業道作設は残存立木に配慮した線形とし、間伐材の搬出が困難な場所においては存置すること。この場合、存置した間伐木が滑落することのないよう立木根際に固定する等の措置を講じ、等高線に平行に存置すること。

(4) 造林木の中に点在する有用広葉樹は、間伐木の伐採に支障とならない限り伐倒せず保残すること(森林作業道作設に係る支障木広葉樹は除く)。

(5) 森林作業道の路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出すること。

(6) 森林作業道について、事業終了後の施行状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合がある。

5 末木枝条の取扱

- (1) 造材作業に伴い発生した末木枝条等は、一箇所に集積せず、沢地や河川、排水施設等を除く林内及び森林作業道上の安定した場所に分散、存置すること。
- (2) 作業に伴い道路、沢等に落下した末木枝条等は放置せず、引き上げた後、滑落防止の措置をとること。
- (3) 再生可能資源の利用を促進するため、末木枝条が利用可能な場合は、監督員の指示に従い搬出すること。

7 生産性向上モデル事業

- (1) 「製品生産事業請負実行管理基準」に定める様式第9号の事業日報は、様式2を参考に作成の上、提出すること。
- (2) 毎月、作業日報（様式2）を基に「月別工程管理表（様式1）」を作成のうえ、月別請負進行状況等報告書（様式7）と併せて翌月5日までに提出すること。
- (3) 上記の様式の提出に当たっては、必要な項目が網羅されている場合は、任意の様式でも差し支えないものとする。
また、監督職員等への報告に当たっては、電子メールでの報告も可とする。

8 一般材及び低質材の取り扱い

- (1) 本事業により出材する素材については、システム販売協定者に販売する予定であるため、一般材と低質材を区別して集積すること。
- (2) システム販売（低質材）については、システム販売協定者がチップ工場等で計測した重量に換算値を除いた値を生産数量とすることから、トラックへの積込が容易な状態で集積することとし、N、L材別で仕分けを行うこと。
- (3) 事業期間内に余裕をもって数量確定ができるよう、システム販売業者と連携を取る。

9 トラック運搬

山元からの素材運搬は、別紙中間土場位置図の土場へ運搬すること。
中間土場の位置：石川県白山市白峰二（旧白峰温泉スキー場駐車場用地）

10 その他

- (1) 県道及び中間土場については、作業終了後に清掃を行うこと。
- (2) その他、定めのない事項については監督職員の指示によるものとする。

月別工程管理表 (主伐・間伐)

令和〇年〇月〇日

森林管理署長 殿

事業体名：	契約事業名： 〇〇〇国有林森林整備事業
	予定生産量： 〇,〇〇〇 m ³
	事業期間： 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

作業工程	使用機械	前月末累計		7月		7月末累計		生産性 A/B (m ³ /人日)
		実行量 (m ³)	人員数 (人)	実行量 (m ³)	人員数 (人)	実行量 A (m ³)	人員数 B (人)	
実働日 (日)		日		日		日		
主 作 業	伐倒 (存置を含めない)	チェーンソー						
		ハーベスタ						
	木寄・集材	グラップル・集材機						
	造材	プロセッサ						
		チェーンソー						
	運材	フォワーダ						
	巻立	グラップル						
主作業計		0	0	0	0	0	0.000	
副 作 業	森林作業道作設(m)							
	トラック運搬							
	検知							
	準備工・踏査							
	搬出道補修							
	機械整備							
	その他(林内)							
	その他(林外)							
副作業計			0.000		0.000		0.000	
合計			0.000		0.000		0.000	
生産性		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		

※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする事。)
1H=0.125人工

※実行量の合計は「巻立」の量とする。

※造林作業及び間伐の存置部分は除くこと。

様式2 (素材生産用)

作業日報

[指示・報告・承諾・連絡等記録簿]

日付	年	月	日	天候	作業場所	国有林	林小班
記入者(現場代理人)氏名					林地保全に関する記録		
監督職員(補助)からの指示事項等 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 確認					1 下流への濁水流出の有無 ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し2の欄に記入する。(無の場合は2以降の記載は不要) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
監督職員(補助)への報告事項					2 1の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日 (原因) (実施年月日) 月 日		
監督職員(補助)との承諾事項等 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 協議					3 2の原因を解消するために実施した措置と実施年月日 (措置内容) (実施年月日) 月 日		
その他特記事項					※監督職員から指示を受けた措置の内容 (※指示を受けた場合) (指示日) 月 日 (措置内容) (実施年月日) 月 日		

作業内容 ※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。)

1H=0.125人工

作業種	伐倒		木寄・集材		造材	運材	巻立 (検知含む)	主作業計	伐倒 間伐 (存置)
	主伐 (皆伐)	間伐 (活用)	架線	路網					
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	0.0	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	チェーンソー		グラップル 集材機		プロセッサ	フォワーダ	グラップル		

作業種	森林作業道 作設	トラック運搬		準備工 ・踏査	搬出道 補修	機械 整備	その他 (林内)	その他 (林外)	副作業 計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	0.0
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	バックホウ	6tトラック 10tトラック							

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐倒は「間伐(存置)」に記入すること。

※その他(林内)の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。

※その他(林外)の作業とは、機械搬入・搬出、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

分任支出負担行為担当官
森林管理署長 殿

請負者

月分請負進行状況等報告書

（事業地 国有林 林小班）

作業工程	契約数量	進行状況			就労状況（人）			使用器具		指示事項等
		計画 (m)	当月分	累計	主作業 副作業別	延人員		種類	数量	
						当月分	累計			
伐倒	数量 (m) (内訳) 主伐 間伐	計画 (m)	主伐		※作業日報（様式1）、月別工程管理表（様式2）のとおり					
			間伐							
		実行 (m)	主伐							
			間伐							
	進行率 (%)									
集材	数量 (m)	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
造材	数量 (m)	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
運材	数量 (m)	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
森林作業道	数量 (m)	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
トラック運材	数量 (m)	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
その他										
植付	面積 (ha)	計画 (ha)								
		実行 (ha)			副作業					
		進行率 (%)			小計					
防護柵設置	面積 (km)	計画 (Km)								
		実行 (Km)			副作業					
		進行率 (%)			小計					
計		計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								

摘要 ①延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とすること）。②使用器具は伐倒、枝払、造材に用いた器具名等を記入のこと。③指示事項等は事業実行中において監督職員等が行った指示等について記入のこと。また、事業計画書に対し、実行累計が30%以上の遅れのときは必ずその善後策を具体的に記入すること。④主・副作業については、生産性算出における区分とする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。